

（公財）神戸大学六甲台後援会だより（30）

大学存立の危機感について

先日、わが六甲台社会科学系五部局の先生方の僚友会で、今年度米寿・喜寿および古希を迎えられた13名の先生方の長寿祝賀会が開催されました。その席で、古希を迎えられた根岸哲先生が実に感銘深い挨拶をされました。根岸先生は、神戸大学を定年退職されてから、甲南大学に移られ、同大学の法科大学院の中心的教員として活躍中であります。いま全国的に法科大学院というのは74校あるようですが、そのうち3校くらいは廃止を決め、更に30校くらいにもレッドカードやイエローカードが示されているようです。当初司法官試験の合格者を年3,000人程度にすると予定していたのが、実際の合格者が激減し、更に、合格しても弁護士とか司法官になれる人の数はかなり限定されていることなどのほか種々の理由で、法科大学院の志願者も減少し、現に廃止を余儀なくされたり、近い将来に大きな危機感を抱いている大学が多くなったのが原因のようです。そこで、そういう大学では、いま法科大学院の教職員および学生諸君をどう処遇してゆくかについても真剣に苦慮せざるを得なくなっているようです。

根岸先生も話されましたが、幸いわが大学の法科大学院は、全国のトップレベルの評価を得ており、そのような危機感に今嘖ま

れることはありません。ありがたいことです。しかし、法科大学院はともかく、こうした危機的状況は、多かれ少なかれ、多数の学問分野で発生しています。現に、全国の私立大学で定員に達していない学生数しか確保できない大学は毎年増加しています。うかうかしていると、国立大学法人でも同じ問題を抱えるようになることも覚悟しなければなりません。そういえば、こういう状況で定員確保をするために、いくつかの大学で事実上入試が実施されなくなり、学生の質が益々低下する傾向があるようです。ある私立大学の元学長は、これを防止するためには、どこかの国でやっている大学入學資格検定試験を実施して、その合格者でないと大学に入学できないようにするしかないのではないかといった厳しい提案をしておられます。もしそうなれば、いまの大学の中には廃校して専門学校に変わらないといけないという大変な事態も起こります。そう簡単なことではありません。しかし、このような事態をも頭に入れながら、凌霄会員としても、母校の益々の充実と発展のために、支援できるようにしなければなりません。そのためにも六甲台後援会も、次にご報告するような強化策を進めなければならぬと考えているところです。

六甲台後援会基金の積み増しのために五部局の先生方をお願いしたこと

前々回の六甲台後援会の評議員会で、ある評議員から、公益財団法人・公益社団法人への寄付金に対して新しく税額控除の制度がで

きたように聞いているが、六甲台後援会ではどうなっているのかと
のご質問がありました。事務局としては、もちろんこの度、租税特
別措置法の改正があり、ある条件を満たせば、従来のように寄付金
から2,000円を差し引いた額が控除されて、一定の税率がかけ
られるという所得控除制度とは違って、寄付金のある額が所得税額
から控除される新しい制度への対応については検討していました。
すなわち、この制度によりますと、税額控除対象寄付金（六甲台後
援会のような公益財団法人への寄付金はこれに当たります）から2,
000円を差し引いた金額の40%に当たる金額が、所得税から控除
されることとなります。しかも、寄付をした人が、従来のように所
得控除にするか、税額控除の対象にするかは、自分が選択して下さ
いというようになっていきます。そこで、ここでは紙面の関係で詳細
には説明できませんが、寄付者にとつてどちらを選択すると有利に
なるかをみますと、課税所得が例えば700万円の方が、10万円寄
付をされると、3万9,200円税額控除されるのに対して、所得控
除方式ですと1万9,600円の控除となつて、税額控除方式を採
用される方が約2万円も有利になります。ただ面白いことに、寄付
金額が100万円とか、200万円とかという具合に多くなると、
課税所得のいかに拘らず従来通りの所得控除方式の方が有利にな
る形になっています。これは、皆さんの課税所得の大きさと寄付し
ようとされる金額との関係によりますが、一般的に課税所得が1、
500万円以下で、寄付金額が50万円以下の場合には、税額控除方式
の方が納税者にとつては、有利になっていられるとお考えになって間違

いありません。その意味では、課税所得の少ない方にとって今般の
租税特別措置法の改正は、寄付をされる際のメリットがより大きく
なるようになっていきます。ただ、公益財団法人がこの税額控除方式
を採用できるようにするためには、その法人が次の2つの要件のど
ちらかを満たしていなければなりません。①その法人に3,000
円以上の寄付をした者が、平均して年に100名以上いること、②
經常収入金額に占める寄付金等の収入の割合が、5分の1以上であ
ることがそれです。従つて、差し当たり、私たち六甲台後援会とし
ては、①の要件を満たさないと、新しい税額控除方式を採用できる
法人になることはできません。

そこで、ありがたいことに皆さんのご厚志で、わが六甲台後援会
では、この「凌霄」誌で毎号報告していますように、多くの皆さん
からご寄付を頂いてはいますが、残念ながら①の要件を満たすほど
の人数には達していません（平成23年度は、ご寄付者は22名です）。
しかも、この実績を判定してもらうために平成25年中に申請する場
合は、23年、24年度の2年間に年平均100名以上ということにな
りますと、24年度中に200名程度のご寄付者を確保できなければ
なりません。

本来なら、これを凌霄会員の皆さんに訴えて実現しなければなり
ませんが、いまずぐには間に合いません。幸いにして、六甲台五部
局には、教授・准教授、講師、助教の皆さん方が計223名いらっ
しゃいます。そこで、五部局長の皆さんとご相談を申し上げて、全
教員の方に最低3,000円以上をご寄付頂いて、この度の法改正

の適用法人になれるようにした上で、全凌霄会員の皆さんに、より有利な寄付扱いのできる形で六甲台後援会基金の拡大を図ろうと考えた次第です。ご承知のようにわが六甲台後援会は、平成16年度の新野理事長の新しい呼びかけ以来、皆さんのご協力で、前年度の平成23年度までで、2億1,487万円余のご寄付を頂き、五部署の先生方の海外派遣、図書出版助成に加えて、在学生への奨学支援や六甲台講堂の修復などに4億8,000万円余の援助をさせて頂きました。この新しい法人資格の認定によって、こうした活動を一層大幅に強化できるようになれば、大学の研究・教育支援も強化できます。そんな想いで先生方にご協力をお願いしていることをご報告させて頂きます。

六甲台武道場（艱貞堂）の修復に伴う当財団からの支援について

六甲台の一番上の運動場の北側にあります武道場が今般修復されることになり、大学当局がそのために尽力されて9月末には完成。11月3日には、柔道部、剣道部、空手道部の関係者による記念式典が予定されております。さらに、11月中旬には剣道部、柔道部が三商大戦を開催することになっており、一橋大学、大阪市立大学の関係者にも披露されます。ご承知のように、この武道場は、神戸商業大学が上筒井から六甲台に移った時以来、凌霄会員となる皆さんが利用されてきた由緒ある建物で、既に登録有形文化財の指定を受けています。それもあって応分の負担を乞われ、当財団から500万円を支援させて頂いたことをご報告申し上げます。

今回の寄付金について

ありがたいことに、本年度に入ってから既にご報告申し上げますように11名の皆さんからご寄付を頂いていますが、今回の4名の方から寄付を頂きました。鶴浩一様（昭32・経済）5万円、段野治雄様（昭40・経済）10万円、竹村勝彦様（昭41・経済）10万円、および佐藤禎雄様（昭31・法）5万円がそれぞれです。こうして、お気付きのように繰り返しご寄付くださっている皆さんには特に心から感謝申し上げます。差し当たり、前述のように新しい制度の優遇措置を受けられるように、まず母校の先生方をお願いしましたが、もちろんこの制度を利用できるように、金額はともかく、人数補強のために一人でも多くの凌霄会員の皆さんが、このアツピールをご了解頂き、ご協力くだされば幸甚です。なお、税額控除の証明書の取得までは、従前どおり所得控除の対象になります。どうかよろしくお願い申し上げます。

また、毎号申し上げますように、当公益財団へのご寄付手続きは次の通りでありますので、よろしくお申し込み申し上げます。

◎銀行送金の場合（銀行からの連絡に時間がかかり、領収書送付が遅れないようにするため、お葉書でも電話・FAXでも結構です）から、ご送金について事務局までご一報ください。

銀行名 三井住友銀行六甲支店

口座番号 普通預金 4069496

口座名義 公益財団法人神戸大学六甲台後援会

◎郵便振替の場合（通信欄に卒業年次と出身学部をご記入ください）

口座番号 0098009116772

口座名義 公益財団法人神戸大学六甲台後援会

〔訂正とお詫び〕

前号（394号）27ページの「今回の寄付金」欄中、大久保裕
春様のお名前は大久保裕晴様の誤りでした。訂正してお詫び申し
上げます。

〒657-0068

神戸市灘区篠原北町4-11-5

公益財団法人神戸大学六甲台後援会事務局

電話・FAX(078)861-3013

E-mail: rokkodafund@kobe-u.com



企画・デザイン・編集・制作・新聞印刷・商業印刷・出版印刷・新聞広告・雑誌広告・SP・イベント・IT事業



小説、自伝、詩集など
あなたがお書きになった原稿を
ご予算に応じた自費出版プランで
ご提案いたします。

また、各企業の記念誌等の
企画・プロデュースもいたしております。
どうぞお気軽にご相談ください。

株式会社 神戸新聞総合印刷
☎078-362-7180

本社/〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-5-7

<http://www.kobepn-printing.co.jp/>

当社の印刷センターはISO14001の認証を取得しています。

ISO14001



新聞印刷及び各種商業印刷

印刷物の企画プロデュースから編集・印刷まで、ニーズに合わせてトータルに手がけます。